

伊奈町公共事業評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊奈町公共事業再評価実施要綱（平成20年要綱第17号）第7条の規定に基づき、町が設置する伊奈町公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、再評価を実施する事業（以下「実施事業」という。）に関し、町が作成した対応方針案について審議を行い、町長に対して意見の具申を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、広く公共事業に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者から、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、所掌事務に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数で公

開を決定したときは、この限りでない。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。